

甲府家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時 平成20年2月19日(火)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

大竹委員, 岡村委員, 佐藤委員, 寺井委員, 当間委員, 奈須委員, 水上委員,
宮沢委員, 山口委員

(甲府家庭裁判所)

竹内事務局長, 小野事務局次長, 高橋総務課長(進行役), 原首席家裁調査官,
板橋次席家裁調査官, 春日首席書記官, 細谷訟廷管理官, 相澤総務課課長補佐
(書記), 井上庶務係長

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の選任

(3) テーマ設定の趣旨及び進行予定の説明

(4) 裁判所からの情報提供と意見交換

第1セッション

甲府家庭裁判所での再非行防止への取組み

ア 概況説明

イ 質疑応答

第2セッション

平成19年改正少年法の概要と意見交換

ア 概況説明

イ 質疑応答

(5) 意見交換の概要

別紙のとおり（ は委員， は甲府家庭裁判所の発言）

5 次回委員会のテーマについて

「少年事件について～情報開示と被害者配慮～」をテーマとして取り上げ，意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第11回）期日を平成20年7月3日（木）午後2時からとした。

(別紙)

1 第1セッションでの意見交換

再非行防止のためには、他人と関係を持つことなどを通して、生きている実感を感じさせるといった取組みが行われているようだが、その点について、紹介して頂きたい。

少年に、社会の中で生きているということを実感させることをねらいとして、老人保健施設等での奉仕活動を行っている。老人保健施設等で、自ら自分の体を動かしてボランティア活動をしたことで、お年寄りから「ありがとう」等の言葉を掛けてもらった少年からは、「感謝されたことがとてもうれしかった。」、「自分がなぐさめようと思ったのに、逆になぐさめられた。」という言葉が必ず聞かれる。人の役に立つことで自尊感情が芽生え、本来の素直な少年の心を取り戻すきっかけになることを期待している。

親に対する働きかけについて意見を伺いたい。

親は、自分と同じように子育てをしている仲間と悩みを共有することが大切だと思う。問題のある子は自分の存在を親にアピールすることが多く、それで、子どもに居場所があれば子どもは安定する。そのため、今、文科省では、子どもたちの居場所作りに力を入れているわけだが、これは甲府でも取り組んでいる。PTAがこうした取組を行うことはとても大切なことだと考えている。PTAで取り組むことで、育児を行う親自身も育っていくと言えよう。

また、子どもたちに命の大切さを教えることが重要であろう。私は、今まで、命の大切さを教える機会を数多く持ってきたが、そのときには、先祖、祖父母、両親からつながっている自分の命を大切にするように伝えてきた。

自分の命を大切にすることから、他の人の命を大切にするという意識を持ってもらうことで、命の大切さを理解してもらってきたと考えている。

子育ての相談を受けていると、最初は子どもの成長についての相談であるが、そのうちに、親自身の体験の話になることが多い。そこで、親のことを聴き取

るようにしているわけだが、時には親と3時間ないし5時間ほど話した結果、親自身が、心のうちに何か引っかかっているものを持っていることに気が付くことがある。そして、それが分かったことで、子どもがみるみる変わっていくことがある。したがって、相談を受けるときには、親がそうしたことに、自分自身で気が付くように聴き取るよう努めている。裁判所においても、親からも話を聞く時間をとっているようだが、短い期間では十分な時間を取るのなかなか難しいのであろう。

親の抱えるトラブルを扱われる中で、子どもたちの問題を扱うことがあると思われるが、そうした立場から見た御意見を伺いたい。

離婚の調停においては、80ないし90パーセントは、まず、子どものことについて話を聞くわけだが、その際、十分な収入がない家庭では、親が外で働かなければならないため、子どもと過ごす時間が削られ、終日1人で過ごさざるを得ない子どもたちがいる。私は、そうした話を聞く度に悩ましく、切なく感じている。また、少年の非行が低年齢化し、新聞に載るような事件が起っていることを考えると、家庭裁判所で、少年の非行についての兆候をキャッチできるときには、それを、非行の防止のために生かすことができればよいのではないかと思う。

家裁調査官という立場から、私は県の青少年問題協議会に出席し、家裁の少年事件から見た知見を申し上げているところである。裁判所は判断機関であり、事件に長くかかわることはできないが、裁判所で得たことを他の機関につなげていけるよう今後も努力を続けたい。

家裁から少年への働きかけが、学校のプログラムと似たようなものになっているという感想はあるか。

そうした感じはあると思う。裁判所では、原因を明らかにし、消していくという方向での指導になると思うが、それに加えて、子どもたちが非行の原因に対して真剣に向き合い、自分自身で原因を理解し、その原因を消していくよう

なプログラムがあればよいと思う。

また、非行の原因は、教育の現場が掴んでいるのであろう。したがって、今後は、裁判所と教育の現場がタイアップしていく必要があると思われる。

その点については、毎年、家裁と中学校とで協議会を開いて意見交換をしており、また、個別なものとしては、家裁調査官と校長や生活指導担当者との話をする機会が持たれているところである。校長、生活指導担当者のほかに担任教諭と面談することも少なくない。ただし、高校の場合は、学校によって生徒の処分につながることもあり、連携が十分取れているとは言えない状況にある。

日本のような形で、裁判所が少年に働きかける法制度は、世界的に見て多くはないと思われるが、もう少し、大きな視点からの御意見を伺いたい。

再非行防止のために重要なことは、少年に、被害者の心の痛みを自分の心の痛みとして知ってもらうことだと思う。

痛みの本質を語れるのは被害を受けた人である。すぐということは難しいであろうが、何らかの形で、被害者の心の痛みを知ってもらうことを考えていかななくてはならないと思う。

被害者支援の映画の中で、息子を亡くした母親が悲しみを表現する際に、息子の等身大の人形を示して、私の悲しみはこれを失ったことに尽きると言うシーンがある。このように被害者の母親が語ることには、加害者だけでなく周りの人に対してもインパクトがあると思う。したがって、再非行防止のためには、被害を受けた人が少しでもそのことを伝えることが重要である。

ただし、少年の発達の段階によって、そのやり方は工夫する必要があるだろう。

再非行の防止について、裁判所が、限られた期間の中で、できる範囲のことを行っていることは伝わってくる。したがって、限られた枠組みでできることとできないことを分けておくことが大切だと思う。

裁判所のスタッフが少年の相手になること、一緒に少年と揺れ動くこと、何

かをしなさいといったかかわり方だけでなく、一緒に付き合っただけで、相手をしてあげることが大切なのではなかろうか。

私が少年事件に携わるのは、1年間で、身柄事件1件程度であるが、弁護士がかかわらない事件について、裁判所は限られた時間の中で、幅広い、地道な活動をよくやっているとの印象を持った。

裁判所では、少年に被害者の気持ちを伝えているのか。

被害者に対する配慮という点では、細やかに対応していると考えている。バイク盗より重い罪の場合には、裁判所は被害者から、謝罪や被害弁償がなされたか、また、どういう気持ちかといったことを書面で聞く機会を持っており、また、被害者が大きなけがをした場合などは、裁判所で、被害者やその親からの話を聞く機会を作っている。被害者から聴取した結果を少年にどう伝えるかという点については、ケースごとに工夫している状況である。

少年審判は時間が限られており、あらかじめ調査をした上、報告書を読んで審判を行っている。そうした中で、被害者の心の痛みを少年に理解させることは大変なことだと感じている。被害者が直接話をすることは有効であろうが、被害の大きさや、被害者の処罰感情等を考えると、少年の教育的効果を高めるにはどういう形がよいか検討を要する問題だと考えている。

集団暴行の事件記録を読むと、陰湿で執拗と感じる。命の大切さを教えるためにも、大切な人が同じ目にあったらどう思うかを考えてもらっているが、難しいものだと感じている。

少年の問題は、社会とうまくつながっていないことに原因があると思われるが、こうした社会の犯罪は、社会みんなの問題として考えていく必要があるのではないか。したがって少年事件についても、一般の人がかかわりを持つようなくみを作り、それにより、社会にフィードバックするよう見直す必要があろう。

社会を成熟化させるためのシステムを具体的に作っていくことが必要である

う。裁判所から、あるいは他の機関から、ヒューマンシティの教育をするために、地域社会を啓蒙していくメニューを発信していくことが必要である。

ボランティア団体から見て、裁判所に、見直す必要があると思われる点はあるか。

役所などとやり取りをするときに思うこととして、言葉の違いを強く感じる。文章を作るときなどは、外国語のように感じることもある。

行政との連携の難しさを感じることもある。例えば、冊子を作ったところで役所の仕事は終わってしまう。本当はそこからが活動であるはずなのに。

役所の仕事がそこまでであるならば、むしろ、そこからは自分たちがやっていけばいいと、私は考えるようになった。私は、警察から引き継いだ、50人規模の民間の被害者支援のボランティア団体を設立し、被害者に同行し、東京の裁判に立ち会ったりする活動をしているが、ボランティアというのは、自己犠牲の上に存在するものではないと考えている。

したがって、ボランティアを行う者が、その活動を自分に意味のあるものと考えることが必要なものであり、そう考えることに成功したものがボランティアの戦力となっていると感じている。

2 第2セッションでの意見交換

アメリカでは、25年ほど前に、発達障害の者に対して、警察や裁判所が過大な刑罰を科し、その後の対応が不適切に行われたとして社会問題になったことがあったが、日本においては、少年が発達障害であった場合などにそういったことが考慮されているのか。

必要があれば鑑別所の中で、精神鑑定を行い、それを前提に審判している。発達障害がある少年は、それを考慮して適切と思われる保護的措置が選択されている。